

② 消費者トラブルに遭わないために

2022年4月に成年年齢が18歳に引き下げられました。これに伴い、近い将来、皆さんがインターネットに関連する消費者トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を今のうちに学んでおきましょう。

独立行政法人国民生活センターによると、2022年に寄せられた18歳、19歳の相談件数は、10月までで5,108件あり、「美」と「金」に関する内容が多いとのこと。



実際にあった10代のトラブル例

(政府広報オンライン 「18歳、19歳の皆さん、ご用心! 成人になると増える、こんな消費者トラブル～18歳から大人～」より)

アイドルグループのコンサートチケットを入手しようとSNSで検索をすると、他よりも低価格である25,000円でチケットを譲るという相手を見つけた。「信頼できる相手と取引したい」と伝えたところ、「半額はコンサート終了後の支払いでよい。本人確認書類をお互いに提示しよう」と提案された。その後相手から運転免許証の画像が届き、私は学生証の顔写真を隠した画像を送信した。その後、相手の指示で14,000円の電子マネーギフトカードを購入して裏面の番号を教えたが、相手と連絡が取れなくなってしまった。

動画投稿サイトで「初回無料、送料500円のみ」と記載されている広告を見て、1回限りの購入のつもりでダイエットサプリメントを申し込んだ。クレジットカードで支払えば100円で購入できるが、高校生でクレジットカードは持っていなかったため、コンビニ等の後払い決済サービスを選択した。購入後、販売サイトをよく見ると、小さな文字で「2回継続が条件である」と記載されていた。2回目の商品は、初回商品を受け取ってから6日後に届いたが、代金は35,000円だった。高額のため、2回目の代金は支払えないと考え、販売業者に電話で連絡したが、電話がつかない。



「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」「〇% OFF」などのインターネット・SNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、内容をよく理解せず、よく確認しないまま、トラブルに巻き込まれています。こうした広告や説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。

「お金がない」と言うと、若者の知識・経験の不足につけ込まれ、消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。

消費者トラブルに巻き込まれないためのポイントを覚えて、トラブルを防ぎましょう

1. 契約する前によく考える
2. うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう
3. クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう
4. 借金を勧める業者に要注意。クレジット契約も慎重に
5. 困ったときは消費生活センターに相談を



【参考】・独立行政法人国民生活センター「成年年齢引下げ後の18歳・19歳の消費者トラブルの状況(2022年10月末時点)」…(a)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221130_1.html

・政府広報オンライン「18歳、19歳の皆さん、ご用心! 成人になると増える、こんな消費者トラブル～18歳から大人～」…(b)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201801/1.html>

(a)

(b)

